

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 15 条第 3 項の規定により地方環境事務所に長に委任する権限を定める省令案について

平成 23 年 8 月
環境省自然環境局

1 省令の趣旨

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成 22 年法律第 72 号。以下「法」という。)第 15 条第 3 項において、環境大臣の権限は地方環境事務所に長に委任することができることとされている。

本省令は、この地方環境事務所に長に委任する環境大臣の権限を定めるものである。

2 省令の内容

法第 4 条第 6 項¹及び第 12 条第 2 項²に規定する環境大臣の権限(国立公園内の行為の許可に関する権限のうち地方環境事務所に長に委任されていない権限に係るものを除く。)を地方環境事務所に長に委任する。

1 市町村は、国立公園等の区域内において許可等を要する行為を含む地域連携保全活動計画を作成しようとする場合、環境大臣に協議し、同意を得なければならないとする規定

2 環境大臣が、国立公園の特別保護地区等の区域内の土地を寄附された際に、当該土地の生物の多様性の保全について、寄附をした者の意見を聴くこととする規定

3 施行期日

法の施行期日(平成 23 年 10 月 1 日)